

「子育て応援ひろば すかりぶ」要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市と子育てを応援する市内事業者等が連携して実施する「子育て応援ひろば すかりぶ」(以下「すかりぶ」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サイト 市が提供し、運用及び管理を行う「すかりぶ」のホームページをいう。
- (2) メンバークラブ会員 「すかりぶ」の特典を受ける者としての市長の登録を受けた者をいう。
- (3) 協賛事業者 「すかりぶ」の特典を提供する事業者としての市長の登録を受けたものをいう。

(事業内容)

第3条 市長は、「すかりぶ」において次に掲げる手続を行うものとする。

- (1) メンバークラブ会員の登録(以下「会員登録」という。)に関する手続
- (2) 協賛事業者の登録(以下「事業者登録」という。)に関する手続
- (3) サイトの提供、運用及び管理に関する手続
- (4) その他「すかりぶ」に関する手続

2 協賛事業者は、「すかりぶ」において次に掲げる事業を行う。

- (1) メンバークラブ会員に対する「すかりぶ」の特典の提供
- (2) サイトにおける情報等の提供
- (3) その他「すかりぶ」の運営に必要な事項

(会員登録)

第4条 会員登録を受けることができる者は、原則として次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内在住であること。
- (2) 16歳以上であること。

2 会員登録を受けようとする者(次項において「申請者」という。)は、サイトにおいて市長に対し会員登録の申請を行わなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、申請者が第1項に規定する要件を満たすと認めるときは、当該申請者の会員登録を行うものと

する。

4 会員登録の有効期間は、当該会員登録が行われた年度の3月31日までとする。

(会員登録の登録証)

第5条 市長は、メンバーズクラブ会員に対し、電磁的記録により登録証を交付する。

(会員登録の更新)

第6条 市長は、会員登録の有効期間の満了の日までに、メンバーズクラブ会員から第8条に規定する申出がない場合にあつては、当該有効期間を、その満了の日の属する年度の翌年度の3月31日までに更新することができ、以後も同様とする。

(会員登録の取消し)

第7条 市長は、メンバーズクラブ会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その会員登録を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正の行為により会員登録を受けたとき。

(2) その他市長が適当でないと認めたとき。

(会員登録の抹消)

第8条 市長は、メンバーズクラブ会員による利用登録の廃止の申出があつたとき又は第7条の規定により会員登録を取り消すときは、当該会員登録を抹消するものとする。

(事業者登録)

第9条 事業者登録を受けることができるものは、次のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 店舗、事務所又は事業所が市内にあること。

(2) 第3条第2項各号に掲げる事業を行うものであること。

(3) その他市長が必要と認める条件を満たすこと。

2 事業者登録を受けようとするものは、市長に対し事業者登録の申請をしなければならない。

3 市長は、事業者登録の申請を受けた場合において、当該事業者が第1項に規定する要件を満たすと認めるときは、当該事業者の事業者登録を行うものとする。

4 事業者登録の有効期間は、当該事業者登録が行われた年度の3月31日までとする。

(事業者登録の更新)

第10条 市長は、事業者登録の有効期間の満了の日までに、協賛事業者から第11条の規定による廃止の届出がない場合にあっては、当該有効期間を、当該満了の日の属する年度の翌年度の3月31日までに更新することができ、以後も同様とする。

(事業者登録の変更等)

第11条 協賛事業者は、事業者登録の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業者登録の取消し)

第12条 市長は、協賛事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者登録を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正の行為により事業者登録を受けたとき。

(2) その他市長が適当でないと認めたとき。

(事業者登録の抹消)

第13条 市長は、第11条の規定による廃止の届出を受け、又は第12条の規定により事業者登録を取り消すときは、当該事業者登録を抹消するものとする。

(その他の事項)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経営企画部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年3月31日までに申請がなされた利用登録又は協賛登録の有効期間は、第4条第4項及び第9条第5項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。